

# パーゼル日本語学校 校則

## 1. 入学

### 入学資格

- 1) 原則として、両親あるいは片親が日本語を話し、理解し、必要時に家庭における補助的な日本語学習指導が可能な家庭環境にある児童。
- 2) 新一年生の年齢は、原則としてBS州の就学年齢に準ずるものとする。それ以外の場合は、教師と保護者および対象児童との面談の後、運営委員会が決定する。
- 3) その他の学年は随時入学可能。

### 入学手続き

- 1) 入学申込書を会長宛に提出し、入会金、授業料を納入する。

## 2. 休学・退学

本人及び保護者の希望により、一学期前期、後期、二学期前期、後期の各4期末に退学、休学できる。

- 1) 休学届け又は退学届けは、原則として学期末1ヶ月(営業日20日)前までに会長宛に提出する。届出締切日は別紙“授業予定表”を参照。
- 2) 届出締切期日を過ぎて提出した場合、翌学期半期分(前期または後期)の授業料を支払う。ただし、現地校の時間割変更、転居、病気などの不可抗力による場合は例外とする。授業料支払い期間は休学ではなく欠席扱いとし、希望があれば宿題、授業報告を受け取ることができる。
- 3) 休学期間は最長1年とし、復学しない場合、退学とする。その際も退学届けを提出のこと。

## 3. 見学

途中入学、あるいは復学の際、生徒のレベルが定かでない場合、正式な入学あるいは復学手続きなしに体験見学することが可能である。クラス変更の場合は、含まれない。

## 4. 復学

復学は随時可能。復学が決まれば、直ちに復学届けを会長宛に提出する。

## 5. クラス変更

クラス変更は、各学期前までに変更に関係する両クラスの教師・生徒・保護者間での話し合いの上決定し、クラスの移動は新学期から可能とする。

## 6. 授業料

授業料は学期開始の月の月末までに郵便預金口座を通して支払う。

## 7. クラス編成

新一年生クラスは学校の経済状況が許す限り、基本的に毎年設立とする。ただし設立に当たっての最低人数は7名を目安とする。

改定：2024年6月2日